

## 今後の検討のポイント

### ○労働時間管理の適正化

- ・ 労務管理について違反が疑われる医療機関に対して、医療勤務環境改善支援センターはどうアプローチすべきか。
- ⇒ 医師の労働時間管理について、客観的な把握が義務化されたが、多くの医療機関にて未実施であることが見込まれる。
- ・ 医師の宿日直許可基準、研鑽に係る労働時間の取扱いについての効果的な周知方法
- ⇒ 国からは、都道府県・労働局・医師会の共催による説明会の開催を依頼されている。

### ○労働時間の短縮（年間時間外労働1,860時間超の医師をなくす）

- ・ 大学病院や救命救急機能が集中している都には年間1860時間を超える時間外労働を行っている医師が多数いると思われる。
- ⇒ 管理者側の意識改革、看護師や医師事務作業補助者へのタスクシフト、複数主治医制等によるタスクシェア等により、一人ひとりの医師の勤務負担を軽減する対策を実効的に行う必要がある。
- ・ 地域医療提供体制における機能分化・連携、医師偏在対策の推進等にいかに取り組んでいくか。
- ・ 患者側の医療のかかり方についても変えていく必要があり、いかに周知していくか。

### ○令和6年4月から医師に適用される時間外労働時間の上限規制に係る特例水準を適用する医療機関の特定

- ・ 地域医療提供体制の確保の観点からやむをえず960時間を超えて働かざるを得ない医療機関を都が特定し、年間1860時間を上限とする地域医療確保暫定特例水準を適用する必要がある。
- ⇒ 特定に当たり、都が個別医療機関の医師に関する勤務実態把握を行わなければならない。
- ⇒ 国が示した特定の要件を満たすこと以外に都独自の特定に当たっての基準を検討する必要があるか。
- ・ 一定の期間集中的に技能向上のための診療を必要とする医師を対象とする「集中的技能向上水準」を適用する医療機関についても都が特定する必要がある。

### ○医師の健康確保等勤務環境改善（追加的健康確保措置）

- ・ 連続勤務時間制限、勤務間インターバルの確保、代償休息、産業医による面接指導等の実施確認を医療勤務環境改善支援センターが行うことが国で検討されている。
- ⇒ 医療勤務環境改善支援センターの役割が変わってきており、対応を検討する必要がある。

### ○女性医師等が働きやすい環境の整備

- ・ 医師不足が問題となっているなか、一人ひとりの医師の労働時間を短縮していくためには、女性医師の活躍が重要である。
- ⇒ 出産等により一度離職しても復職でき、家庭と仕事を両立できる勤務環境の整備が必要。

### ○医師の働き方改革の推進に関する検討会の動向

- ・ 令和元年7月5日に国で第1回の検討会が開催された。
- ⇒ 医師の労働実態把握に関する調査等が検討されており、都が今後の施策を検討していくために動向を把握する必要がある。